


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市ひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービス事業実施要綱の廃止について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市ひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービス事業実施要綱を東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に統合することに伴い、東大和市ひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービス事業実施要綱を廃止するものである。</p> <p>(2) 主な内容 東大和市ひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービス事業実施要綱（平成20年訓令第47号）は、廃止する。</p> <p>(3) 施行日等 市長決裁日に廃止する。 廃止前の東大和市ひとり親家庭の就業による自立促進のためのホームヘルプサービス事業実施要綱の規定によりされた手続については、庁議報告後改正予定の東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の相当規定によりされた手続とみなす。</p> <p>(3) 影響及び効果 要綱の一本化により、申請手続き及び事務が整理される。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。